

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年10月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第34号

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中「につき1時間」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる使用料の額は、条例別表に掲げる使用時間の区分の1区分当たりの額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)